

☆公害による健康被害を許すな!
☆自然環境・生活環境の破壊を許すな!



モズ
画:橋本正弘

大阪から公害をなくす会 ニュース

大阪から公害をなくす会
大阪市此花区西九条1丁目4-9
高田ビル 〒554-0012
TEL 06-6463-8003
FAX 06-6463-8202
oskougai@coast.ocn.ne.jp
発行責任者 芹沢 芳郎
年間購読料一部2,000円(送料共)
郵便振替 00910-7-300387

簡単な経過
従来、粒子状物質に関しては、浮遊粒子状物質(粒径10μm以下の大気中に浮遊する粒子状物質、SPMと略称)として1973年に設定された環境基準があります。36年間そのままです。今日に至っています。しかしこの間粒子状物質の有害な健康影響に関して疫学、毒性学など多

2008年12月9日付「微小粒子状物質に係る環境基準の設定について(諮問)」に対する中央環境審議会の答申が7月10日発表され、指針値が示されました。この指針値に基づいて微小粒子状物質(粒径2.5マイクロメートル以下)の粒子状物質を指し、PM2.5と略称)の環境基準が設定されます。

あれこれ環境雑話
⑥ PM2.5 環境基準設定に向けて、中環審答申をみる
西川 榮一

WHOの指針値に基づいて基準値を設定することもあったのですが、PM2.5でなぜWHOと異なる値になったのか、説明がほしいところ。EU基準は緩

指針値の内容
表を見てください。指針値は日平均値と年平均値の2本立てになっています。これは答申によれば、ガン死亡などに対する長期曝露影響とともに、短期曝露影響、たとえば呼吸器や循環器関連の疾病患者の場合、その日の濃度が高かったり、濃度の高い霧団気に曝露されたりすると病状が悪化するなどの有害影響も考慮したためとされています。基準の数値を比較すると米

くの調査研究が進められ、とくに微小粒子の有害性が明らかになってきました。このためSPMと別に微小粒子に注目した環境基準の必要性が指摘され、尼崎や東京などの大気汚染訴訟における国との和解条項にも基準設定を進めることが盛り込まれました。すでにWHO(世界保健機関)では指針値が、欧米では環境基準が置かれています。

表 微小粒子状物質(PM2.5)に関する中環審答申値と、EU、USAの環境基準及びWHO指針値 (PM2.5と別にPM10(日本ではSPM)の基準も設定されているが、ここでは省略)

	環境基準または指針値	備考 (基準達成計画など)
日本	年平均値: 15μg/立方メートル以下 日平均 98%値: 35μg/立方メートル以下	■2009/7/10 中央環境審議会答申の指針値 ■基準達成計画は?
EU	〈第1段階〉年平均値: 25μg/立方メートル 達成期限 2015/1/1、ただし可能な所は達成義務 2010/1/1 〈第2段階〉年平均値: 20μg/立方メートル 達成期限 2020/1/1、ただし可能な所は達成義務 2015/1/1 (注) 日平均値の基準は置かれていない	■2008/5/21EU 指令 ■基準値の定義: 人の健康への有害な影響を防ぐために、科学的知見に基づいて設定された大気中濃度。所定の期日以内に達成されるべき値で、達成後は超えてはならない。 ■基準と別に、基準より厳しい曝露濃度低減目標が置かれ、各国の2010年時点の一般大気平均曝露濃度に基づいて、8.5μg/立方メートルを超える加盟国は、濃度に応じて2020年までに達成されるべき低減率%が示されている。
USA	年平均値: 15μg/立方メートル 日平均 98%値: 35μg/立方メートル (3年間の平均値で超えてはならない)	■1997 制定の基準(年平均は同じ値、日平均は65μg/立方メートル)を強化した新基準、2006/12/18から発効。 ■基準達成のための日程プログラム ◇2008/12/18までに連邦環境保護庁 EPA は各州・地域の基準達成・未達成状況を指定、公表。(現在1年遅れ) ◇未達成州・地域は、認定発効後5年以内(理由あれば最長10年まで延長可)に基準達成しなければならず、そのための州計画を3年以内につくり、EPAの審査を受ける。 ◇州計画が不十分な場合EPAが連邦計画を作成し、州を管理。
WHO	年平均値: 10μg/立方メートル 日平均 99%値: 25μg/立方メートル	■2005 発表の指針値 ■指針値達成を目指して着実な削減施策が進められることを期して3段階の中間目標値が示されている。単位はμg/立方メートル。 年平均中間目標: 35、25、15 日平均中間目標: 75、50、37.5

いように見えますが、EUの基準定義は日本の環境基準のそれと異なっており、EUのPM2.5汚染改善施策全体をみると、実質的には数値以上に厳しく取り組みようとして見られます

(詳しくは別の機会に)。
重要なのは基準達成のための具体的施策
環境省等による各地のPM2.5
(次頁3段目につづく)